



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成18年4月1日土曜日 第1747号外4

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県職員等表彰規則の一部を改正する規則..... 1
愛媛県保健所使用料規則等の一部を改正する規則..... 1

告 示

知事印（専用公印）の新設..... 2
救急病院の撤回..... 2

訓 令

愛媛県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令..... 2

公営企業管理規程

愛媛県企業職員の給与の特例に関する管理規程..... 3
愛媛県企業職員被服貸与規程の一部を改正する管理規程..... 4

公営企業訓令

愛媛県企業職員の特殊勤務手当支給規則の特例に関する規則..... 4

規 則

○愛媛県規則第33号

愛媛県職員等表彰規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県職員等表彰規則の一部を改正する規則

愛媛県職員等表彰規則（昭和54年愛媛県規則第59号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、愛媛県学校職員定数条例（昭和32年愛媛県条例第15号）第1条」を「及び愛媛県学校職員定数条例（昭和32年愛媛県条例第15号）第1条第3項」に改め、「及び警察職員（別に定めるものに限る。）」を削る。

第3条各号を次のように改める。

- (1) 優良職員表彰
- (2) 優良機関表彰

第4条を次のように改める

（表彰の事由）

第4条 表彰は、職務に関し特に優れた業績を挙げ、又は県民から特に感謝されるような善行のあつた職員又は機関に対して行う。

第5条中「及び記念品」を削り、同条に次の1項を加える。

2 表彰を受けた職員又は機関には、記念品を授与することができる。

第7条中「）及び警察本部長（」を削り、「別表左欄に掲げる」を「次の各号に掲げる表彰の種類」に、「それぞれ当該右欄に掲げる」を「当該各号に定める」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 優良職員表彰 優良職員表彰内申書（様式第1号）

(2) 優良機関表彰 優良機関表彰内申書（様式第2号）別表を削る。

附則第1項の見出し及び附則第2項の見出しを削り、附則第3項を削る。

様式第1号中「別表」を「第7条」に、「優良職員等表彰内申書(1)」を「優良職員表彰内申書」に、「優良職員等表彰内申書

年月日」を

「優良職員表彰内申書

年月日」に改める。

様式第2号中「別表」を「第7条」に、「優良職員等表彰内申書(2)」を「優良機関表彰内申書」に、「優良職員等表彰内申書

年月日」を

「優良機関表彰内申書

年月日」に改める。

様式第3号及び様式第4号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第34号

愛媛県保健所使用料規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県保健所使用料規則等の一部を改正する規則

（愛媛県保健所使用料規則の一部改正）

第1条 愛媛県保健所使用料規則（昭和33年愛媛県規則第41号）の一部を次のように改正する。

本則第1号アの表直接撮影の項中

「

1,310円
1,280円

」を「

1,300円
1,270円

」に改め、同表注の表

中「

140円
100円
80円
60円

」を「

130円
90円
70円
50円

」に改め、同号イの

表検査の部血圧測定検査の項中「248円」を「241円」に改め、本則第2号ア中「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成6年3月厚生省告示第54号）の別表第2 歯科診療報酬点数表又は老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準（平成6年3月厚生省告示第72号）の別表第2 老人歯科診療報酬点数表」を「診療報酬の算定方法（平成18年3月厚生労働省告示第92号）の別表第2 歯科診療報酬点数表」に改め、同号イ中「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算

定方法の別表第1 医科診療報酬点数表又は老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準の別表第1 老人医科診療報酬点数表を「診療報酬の算定方法の別表第1 医科診療報酬点数表」に改める。

(愛媛整肢療護園使用料規則の一部改正)

第2条 愛媛整肢療護園使用料規則(昭和33年愛媛県規則第47号)の一部を次のように改正する。

本則中「基く」を「基づく」に、「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成6年3月厚生省告示第54号)」を「診療報酬の算定方法(平成18年3月厚生労働省告示第92号)」に、「(平成6年8月厚生省告示第237号)又は老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準(平成6年3月厚生省告示第72号)別表第1 老人医科診療報酬点数表及び老人入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準(平成6年8月厚生省告示第253号)」を「(平成18年3月厚生労働省告示第99号)」に改める。

(愛媛県精神保健福祉センター使用料及び手数料規則の一部改正)

第3条 愛媛県精神保健福祉センター使用料及び手数料規則(昭和47年愛媛県規則第67号)の一部を次のように改正する。

第2条中「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成6年3月厚生省告示第54号)」を「診療報酬の算定方法(平成18年3月厚生労働省告示第92号)」に改め、「又は老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準(平成6年3月厚生省告示第72号)別表第1 老人医科診療報酬点数表」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第524号

愛媛県公印規程(昭和34年愛媛県訓令第8号)第6条の規定により、知事印(専用公印)を次のとおり新設した。

平成18年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

Table with 4 columns: 印影, 管守場所, 用途, 使用開始年月日. It lists two types of official seals: one for tax certificates and one for coastal fisheries improvement funds.

Table with 4 columns: Seal image, Office names (西条, 今治, 松山, 八幡浜, 宇和島), Agency (漁業経営維持安定資金用), and Date (平成18年4月1日).

○愛媛県告示第525号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定による救急病院でなくなった。

平成18年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

Table with 3 columns: 名称, 所在地, 開設者名. Lists 吉田病院 located at 松山市三番町四丁目11番7号, operated by 医療法人同仁会.

訓 令

○愛媛県訓令第2号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関
労 働 委 員 会 事 務 局

愛媛県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令

愛媛県職員被服等貸与規程(昭和54年愛媛県訓令第37号)の一部を次のように改正する。

別表第1 2の部品目の欄中「バンド」を「ベルト」に改める。

別表第2 1の部(2)の項貸与対象者の欄及び同部(4)の項同欄中「栽培漁業センター、中予栽培漁業センター」を削り、同部(5)の項同欄中「畜産試験場、養鶏試験場」を削り、「水産試験場、中予水産試験場、栽培漁業センター、中予栽培漁業センター」を「水産試験場開発室若しくは増殖室、中予水産試験場企画開発室、増殖室若しくは東予分場」に改め、同部(10)の項を(11)の項とし、(7)の項から(9)の項までを1ずつ繰り下げ、同部(6)の項同欄中「栽培漁業センター、中予栽培漁業センター」を削り、同項を同部(7)の項とし、同部(5)の項の次に次のように加える。

Table with 5 columns: (6) 畜産試験場、養鶏試験場、水産試験場栽培推進室又は中予水産試験場栽培推進室に勤務するもの, ゴム長靴, 1年間, 1年.

別表第2 9の部貸与対象者の欄中「生活センター」を「

消費生活センター」に改め、同表中45の部を46の部とし、41の部から44の部までを1ずつ繰り下げ、同表40の部中

「	ゴム長靴	1	年間	2年	」を
---	------	---	----	----	----

「	ゴム長靴	1	年間	2年	水産試験場栽培推進室及び中予水産試験場栽培推進室に勤務する職員を除く。	」に改め、
---	------	---	----	----	-------------------------------------	-------

「	ゴム長靴	1	年間	1年	水産試験場栽培推進室又は中予水産試験場栽培推進室に勤務する職員に限る。	」
---	------	---	----	----	-------------------------------------	---

同部を同表41の部とし、同表36の部から同表39の部までを1ずつ繰り下げ、同表35の部中

「	作業靴	1	年間	2年	」を
---	-----	---	----	----	----

「	作業靴	1	年間	2年	普及指導の業務に従事する職員に限る。	」に改め、
	安全眼鏡	1	年間	2年		
	チェーンソー用防護ズボン	1	年間	3年		
	チェーンソー用防護腕カバー	1	年間	3年		
	チェーンソー用防護手袋	1	年間	3年		

同部を同表36の部とし、同表34の部中

「	ゴム長靴	1	年間	2年	」を
---	------	---	----	----	----

「	ゴム長靴	1	年間	1年	」に改め、同部を同表35
---	------	---	----	----	--------------

の部とし、同表中12の部から33の部までを1ずつ繰り下げ、11の部の次に次のように加える。

12	保健福祉課に勤務する職員のうち、福祉施設監査業務に従事するもの	白衣	1	年間	3年	
----	---------------------------------	----	---	----	----	--

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公営企業管理規程

○愛媛県公営企業管理規程第6号

愛媛県企業職員の給与の特例に関する管理規程を次のように定める。

平成18年4月1日

愛媛県公営企業管理者 和 氣 政 次

愛媛県企業職員の給与の特例に関する管理規程

(趣旨)

第1条 この管理規程は、県の財政事情を踏まえ、愛媛県企業職員の給与に関する規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第5号。以下「企業職員給与規程」という。)又は特定任期付企業職員の給与に関する管理規程(平成15年愛媛県公営企業管理規程第4号。以下「特定任期付企業職員給与規程」という。)の適用を受ける職員(以下「職員」という。)の給料及び手当その他の給与(給料月額を算出の基礎とするもの(退職手当を除く。))に限る。)を減額するため、職員の給料月額等について、企業職員給与規程及び特定任期付企業職員給与規程の特例を定めるものとする。

(給料月額の特例)

第2条 職員の給料月額(企業職員給与規程第9条の規定又は特定任期付企業職員給与規程の規定によりその例によることとされる職員又は特定任期付職員に適用される職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年愛媛県条例第88号。以下「一般職給与改正条例」という。)附則第7項から第9項までの規定による給料を支給される職員にあっては、給料月額とこれらの規定による給料の額の合計額)は、企業職員給与規程第2条から第4条までの規定、特定任期付企業職員給与規程の規定によりその例によることとされている職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号。以下「一般職員給与条例」という。)第3条から第4条の2までの規定、一般職給与改正条例附則第7項から第9項までの規定又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年愛媛県条例第1号。以下「一般職任期付職員条例」という。)第7条の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額から当該額に、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。ただし、給料の調整額、管理職手当及び退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については、この限りでない。

- (1) 局長、中央病院長又は中央病院事務局長の職にある者 100分の8
- (2) 企業職員給与規程第5条の規定により管理職手当の支給を受けるべき職にある職員(前号に掲げる職員を除く。)及び特定任期付企業職員給与規程の規定によりその例によることとされる特定任期付職員に適用される一般職任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員(その号給が3号給又は4号給であるものに限る。) 100分の6
- (3) 企業職員給与規程第9条の規定によりその例によることとされる職員に適用される一般職員給与条例第19条第5項の規定により期末手当の加算を受けるべき職にある職員又は企業職員給与規程第9条の規定によりその例によることとされる技能労務職員に適用される技能労務職員の給与に関する規程(昭和32年11月訓第1,367号)第4条第4項第1号に掲げる職務の級が3級以上の職員の

職務の級にある職員（前2号に掲げる職員を除く。）

100分の4

(4) 前3号に掲げる職員以外の職員 100分の3.5

(給料の調整額の特例)

第3条 職員の給料の調整額の額は、企業職員給与規程附則第5項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた額から当該額に、前条各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料の調整額については、この限りでない。

(管理職手当の特例)

第4条 職員の管理職手当の月額額は、企業職員給与規程第5条の規定にかかわらず、同条の規定により定められた額から当該額に、100分の10を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。

附則

- 1 この管理規程は、公布の日から施行する。
2 この管理規程は、平成19年3月31日限り、その効力を失う。

○愛媛県公営企業管理規程第7号

愛媛県企業職員被服貸与規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成18年4月1日

愛媛県公営企業管理者 和氣政次

愛媛県企業職員被服貸与規程の一部を改正する管理規程

愛媛県企業職員被服貸与規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第7条の見出しを「（再貸与等）」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 所属長は、第3条第1項の規定にかかわらず、業務の状況又は被服の損耗の程度により、別表第1及び別表第2に定める被服等の一部を貸与せず、又はこれらの表に定める貸与期間を延長することができる。

別表第1 看護師の項中 「 看護帽 3個 " " 」

を削る。

附則

この管理規程は、公布の日から施行する。

公営企業訓令

○愛媛県公営企業訓令第3号

愛媛県企業職員の特殊勤務手当支給規則の特例に関する規則を次のように定める。

平成18年4月1日

愛媛県公営企業管理者 和氣政次

愛媛県企業職員の特殊勤務手当支給規則の特例に関する規則

愛媛県企業職員の給与に関する規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第5号）又は特定任期付企業職員の給与に関する管理規程（平成15年愛媛県公営企業管理規程第4号）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）に対する愛媛県企業職員の特殊勤務手当支給規則（昭和46年愛媛県公営企業訓令第4号。以下「企業職員特殊勤務手当支給規則」という。）

第15条第3項の規定の適用については、同項及び愛媛県企業職員の特殊勤務手当支給規則等の一部を改正する訓令（平成18年愛媛県公営企業訓令第2号）附則第2項の規定にかかわらず、企業職員特殊勤務手当支給規則第15条第3項中「職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）第18条の規定」とあるのは、「職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）第18条の規定、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年愛媛県条例第88号）附則第7項から第9項までの規定及び知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成18年愛媛県条例第3号）第4条第1項の規定」とする。

附則

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
2 この訓令は、平成19年3月31日限り、その効力を失う。